

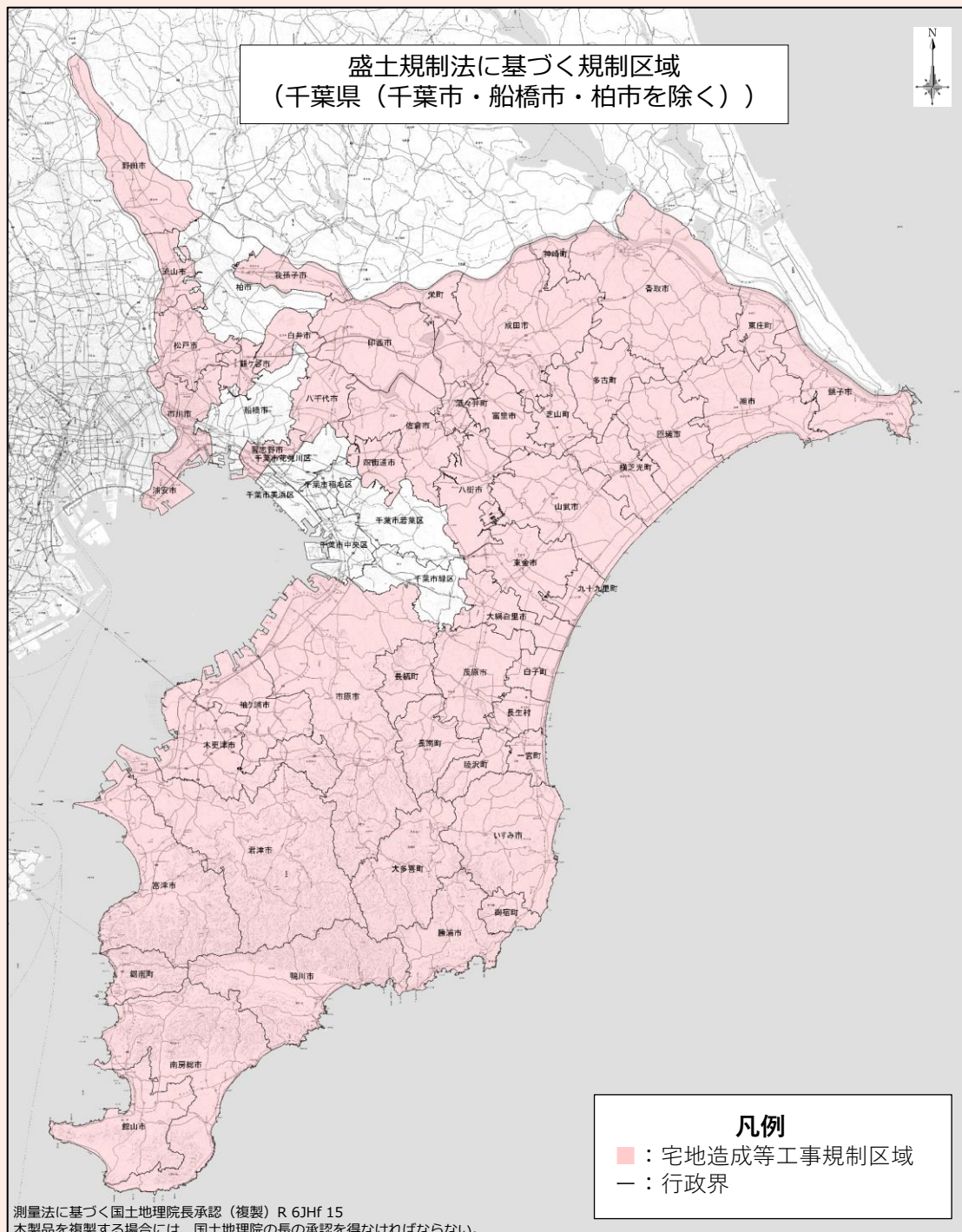
令和7年5月26日から 盛土規制法の規制が始まります

令和5年5月26日に「**宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）**」が施行されました。

千葉県（千葉市・船橋市・柏市を除く）では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するための基礎調査を実施し、その結果は、以下の規制区域のとおりとなりました。

今後、**令和7年5月26日**に以下の内容で**規制区域を指定**し、規制を開始します。

千葉県全域(千葉市・船橋市・柏市を除く)が宅地造成等工事規制区域に指定されます。



宅地造成等工事規制区域

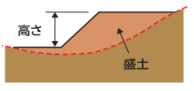
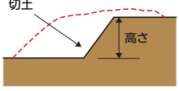
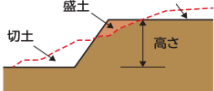
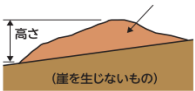
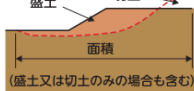
盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアで、主に面積500㎡を超える盛土等が許可の対象

規制対象となる盛土等の規模

千葉県は規制区域指定後に、下記の盛土等を行う場合は、あらかじめ千葉県知事の許可が必要となります。

<土地の形質の変更（盛土・切土）>



例・・・宅地造成、残土処分場、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等

<p>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)</p>
			 <p>(崖を生じないもの)</p>	 <p>(盛土又は切土のみの場合も含む)</p>

※「崖」とは、地表面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例・・・土石のストックヤードにおける仮置き等

<p>⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの</p>
	

<適用除外となる工事>

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

また、例えば以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ・ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ・ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可申請から工事完了までの主な流れ

<p>①許可申請前</p>	<p>②許可申請・許可</p>	<p>③工事着手</p>	<p>④工事完了</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有者等全員の同意 ・ 周辺住民への事前周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可基準への適合 ・ 千葉県知事の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場での標識掲出 ・ 定期報告・中間検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了検査

※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。

(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては最大3億円以下)

※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。(みなし許可)

区域指定時点での施行中の工事の届出

規制開始日(令和7年5月26日(月))に施行中の盛土等に関する工事であり、規制対象となる盛土等に該当する場合は、規制開始日から**21日以内(令和7年6月16日(月)まで)**に千葉県知事への届出が必要です。

(主な例)

- ・ 土地(森林・農地含む)を造成するための盛土・切土
- ・ 土石の堆積(一時的な堆積)
- ・ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成

その他

- ・ 規制区域の詳細は、県ホームページをご覧ください。
- ・ 申請窓口や手続きの流れ、技術基準については、準備ができ次第、県ホームページへ掲載予定です。

[県ホームページ]

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/moridokisei.html>

千葉県 盛土規制法

検索

千葉県
盛土規制法HP



<お問い合わせ先>

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 宅地対策調査室 TEL: 043-223-3130

※メールは県ホームページからお問い合わせください。